

安全データシート(SDS)

(1) 化学品及び会社情報

製品名	あめサブ(英名:Amber)
会社名	天満サブ化工株式会社(英名:Tenma Factice Mfg. Co. LTD.)
所在地及び電話番号等	本社 〒536-0001 大阪市城東区古市1-21-27 TEL 06-6932-1332 FAX 06-6932-1333 E-mail osaka@tenmasub.co.jp
担当事業所及び 担当者連絡先 (緊急連絡先)	兵庫工場 〒675-1309 兵庫県小野市福住町586-146 技術部長 名井義和 品質管理室 森 秀明 TEL 0794-67-1370 FAX 0794-67-1375 E-mail hyogo@tenmasub.co.jp
推奨用途及び使用上の制限	ゴム加工助剤

(2) 危険有害性の要約

GHS分類 分類基準に該当しない

(3) 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別	化学物質
化学名又は一般名	塩化硫黄ファクチス(英名:sulfur-chloride factice)
別名	サブ(英名:rubber substitute) 加硫植物油脂(英名:vulcanized vegetable oils)
CAS番号	68153-36-6
濃度又は濃度範囲	100%
官報公示整理番号	8-373(「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」)

(4) 応急措置

吸入した場合	清浄水による十分な洗浄等により完全排出する。 排出が不完全と考えられる場合は、医師の診断を受ける。
目に入った場合	清浄水による十分な洗浄等により完全排出する。 排出が不完全と考えられる場合は、医師の診断を受ける。
飲み込んだ場合	医師の診断を受ける。
医師に対する注意事項	本物質は、架橋ゴム(字消し、シートやホース等の工業用品)粉末と同等のリスク又は安全性を有していると考えられる。

(5) 火災時の措置

適切な消火剤	水、粉末、二酸化炭素、泡等
特有の危険有害性	人体に対して前眼部及び気道障害をもたらす硫黄酸化物(SO _x)及び塩素化合物が高濃度で発生する。
消火を行う者の保護	二次災害を防止するため、硫黄酸化物及び塩素化合物に適応した保護具を必ず作業者に着用させなければならない。

(6) 漏出時の措置

人体に対する注意事項	なし
環境に対する注意事項	なし
回収物の廃棄方法	人体に対して前眼部及び気道障害をもたらす硫黄酸化物(SO _x)及び塩素化合物が高濃度で発生するため、焼却してはならない。

(7) 取扱い及び保管上の注意

取扱い	加硫ゴムと同様に取扱う。
保管	常温常湿常圧下で屋内保管し、直射日光の暴露を避ける。

(8) ばくろ防止及び保護措置		
	保護具	特に必要としない。
(9) 物理的及び化学的性質		
	物理的状態	固体
	形状	塊状
	色	琥珀色
	臭い	ゴム字消し類似の特異臭
	pH	該当しない
	物理的状態の変化	300℃以上で分解が認められる。
	引火点	200℃以上
	発火点	300℃以上
	密度	1.04±0.02[g/cm ³ (20℃)]
	溶媒に対する溶解性	水及び他の溶媒に対して溶解しない。
(10) 安定性及び反応性		
	安定性	通常保管条件下では安定かつ反応性に乏しいが、日光暴露により緩徐な黄色化が認められる。また、製造後1年以上経過した場合又は多湿下や酸化剤の共存下で分解が認められることがある。
	特定条件下で生じる危険な反応	燃焼により、人体に対して前眼部及び気道障害をもたらす硫黄酸化物(SO _x)及び塩素化合物が高濃度で発生する。
	危険有害な分解生成物	なし
(11) 有害性情報		
	急性毒性	毒性はないか又は非常に小さいと考えられる。
	局所効果	効果はないか又は非常に小さいと考えられる。
(12) 環境影響情報		
	分解性	環境中では緩徐に自然分解し、また、その生成物は危険有害性を有しないと考えられる。
(13) 廃棄上の注意		
	残余廃棄物	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物－普通産業廃棄物－廃プラスチック類 として廃棄する。
	包装資材	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物－普通産業廃棄物－紙くず として廃棄する。
(14) 輸送上の注意		
	陸上	日本国内では規制されない。
	海上	日本国内では規制されない。
	航空	日本国内では規制されない。
	国連分類・番号	該当しない
(15) 適用法令		
	適用される法規制	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」
	注意事項	本品を取扱い、保管、使用又は廃棄する者は、該当地域における地方条例等法規制の有無に充分留意すべきである。
(16) その他の情報		
	本文書についての情報	記載項目、用語等は「JIS Z 7253：2012」に準拠している。
	本品についての情報	受領者の要望により「製品仕様書」提供が可能である。